

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	墓地等の使用禁止等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	墓地、埋葬等に関する法律第 19 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	墓地、埋葬等に関する法律第 19 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は墓地、納骨堂又は火葬場の経営許可を取り消すことができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日